

## 第14回東村山駅西口公益施設運営検討会

日 時:平成19年10月23日(火)第2委員会室 午後7:00～8:00

出席者:東村山駅西口公益施設運営検討会委員11名、市長、事務局3名

### ■開会挨拶(会長)

### ■市長挨拶

9月定例会において、前回の検討会で説明した指定管理者の指定の手続に関する条例について可決された。今後この手続条例に基づき、指定管理者の選考を進めていくことになるので、ご指導、ご協力をお願いします。

### ■出欠及び会議の公開

本日は公開会議とする。(傍聴者4名)

### ■内容 「㊟」:事務局、「・」:委員

#### 【手続に関する条例について】

- ㊟ 東村山市(仮称)東村山駅西口公益施設における指定管理者の指定の手続に関する条例について、原案のとおり可決している。
- ㊟ これにより、公募や選考を行っていく条件が整ったということになる。
  - ・ 議会においてどのような議論があったのか。
- ㊟ 議会では、コストの話や利用料の取り扱いなどについて議論があった。
  - ・ 利用料金の上限は、どのような条例で定めるのか。
- ㊟ 公の施設の設置条例で定めることになる。
- ㊟ 公の施設については、公の施設の設置条例を定めなければならない。今回の条例は指定の手続を定めるものである。実際に指定管理者となる団体を選考した後は、その団体を指定することについて、別途議決を受けることになる。上限額については、公の施設の設置条例の中で決めていく形になる。
  - ・ 通常は建物が完成し、設置条例を制定する。設置条例には管理運営に関する事項や指定管理者による管理などを規定する。今回は、建物より先に運営主体を決めようとしている。施設の中身については、実際に運営する団体と一緒に議論したほうが良いというこの検討会の意見を受けて対応したものである。
  - ・ その背景には、建物の仕上げの際に業者が決まっていないと、仮に変更等があったときに別途費用が生じてしまうという問題がある。
  - ・ 業者によって細部についてはこうして欲しいなどの要望があると考えられる。

#### 【プロポーザルにおける選定基準について】

- ㊟ 各委員が、特に基準もなく提案内容を評価した場合、適正かつ透明な選定ができるか問題がある。そこで、選定基準について議論をいただきたい。

##### (1. プロポーザルにおける選考基準)

指定管理者を導入する目的となる「市民サービスの向上」と「効率性の向上」、また、運営において当然の要素となる「安全及び利用の平等」と「サービスを継続

的に提供する能力の有無」、さらに、民間の施設等との差別化や当施設の独自性において重要な要素と考え、「市民等との連携」を基準としている。

(2. プロポーザルにおける評価項目)

選考基準を、もう少し具体的なポイントとして項目化したものである。

(イ) 市民サービスの向上が図られるか

㊦ 施設の設置目的との適合性

通勤通学者等の運動疎遠者への運動機会の提供や健康を核とするコミュニティの醸成など施設のコンセプトを反映した提案かを評価する。

㊧ 各年度の具体的な運営内容

指定期間の5年間を通じた各年度の運営計画について評価を行う。

㊨ 利用者に対するサービスの向上策

㊩ 自主事業

仕様書等の事業の他、物販など施設の運営に付随したサービスを評価する。

(ウ) 市民、関係団体、周辺施設等との連携計画

㊦ 施設運営における市民との連携計画

利用者や近隣の住民等との連携について評価する。

㊧ 施設運営における関係団体との連携計画

各種関係団体との連携について評価する。

㊨ 施設運営における周辺施設等との連携計画

市の公益施設や市内の病院等との連携について評価する。

(エ) 施設運営の効率性が図られるか

㊦ 管理経費縮減の具体的取組

㊧ 利用料金を前提とした具体的料金設定方針

利用料金をいくらで設定するのか。

㊨ 利用料金等収入が収支計画を上回った場合の提案

あらかじめ見積もった額を超える収入があった場合の提案を評価する。

㊩ 管理運営を行っていくために必要な経費と収入についての提案

低コストでも、利用者数が少ない場合には、施設の効果としては問題がある。経費と収入のバランスを評価する

㊪ 指定管理料

(オ) 安全及び利用の平等が確保されているか

㊦ 運営組織図及び雇用関係

組織体制や正規職員やバイトといった職員の雇用状況を確認する。

㊧ 人員配置計画及びローテーション、総括責任者等の有する資格等

㊨ 職員研修計画、危機管理対応

職員への研修、緊急時の対応等は考えられているか。

㊩ 個人情報保護や情報公開の取扱

(カ)サービスを継続的に提供する能力があるか

⑦類似施設運営業務実績等

運営実績や倒産リスク等を判断する。事前に財務諸表等により一定の評価を行うので、この時点での評価順位はあまり高くないと考えられる。

- ・ 他市の事例及び配点の考え方はどうか。
- ㊦ 市や施設により異なっている。この評価項目は当市の駐輪場や他市の類似施設を参考に作成している。優先順位の高いものから配点しており、サービス及び効率性の向上が80点、市民等との連携が60点、安全及び利用の平等は、本来できなければ失格であり、できればできるほど高得点というものとも違うと考え、40点としている。配点については、ご議論いただいて修正していければ考えている。
- ・ 部分的に特色のある良い提案もある。この施設は、多くの市民に安価で利用してもらい、効果を挙げるといった特異性がある。総得点評価に関して疑問が残る。
- ・ (カ)は選定基準よりも参加資格といえる。これは削除してもいいのではないのか。
- ・ 参加資格についてはどのようなものが考えられるのか
- ㊦ 類似施設の管理経験を有することや経営状態が健全であること、暴力団が関係しない団体、税の滞納がない団体などを考えている。
- ・ 財務諸表は何年分提出するようにするのか
- ㊦ 他市の事例では2～3年分。同程度は必要だと考えている。
- ㊦ 選定基準は、選定委員会において、この基準で判定するということが決定することになる。今日はその選定委員会に提出する段階までご意見いただきたい。
- ・ 選考委員会で選考基準を作るのか、運営検討会で議論した選考基準に基づいて選定委員会が選考を行うのではないのか。
- ㊦ この運営検討会でいただいた意見を反映したものを、選定委員会に提示することになるが、その前に市の中で一定の手続をとる必要がある。
- ㊦ 運営検討会としての意見は今日まとめていただきたい。
- ・ 評価項目の(カ)を削除することについてはどうか。
- ・ 行政が失格とするよりも選定委員会において判断したほうがいいのではないのか。財務諸表だけで健全性等を判断ができるか、明確な基準があるか問題である。財務諸表に関する所見をつけて、選定委員会に諮るということではないのか。
- ・ 経営状態は非常に重要な問題だ。重要性の低い項目を含む総合評価で行って、僅差で経営状態の悪い業者が選定されるというのは非常に危険である。
- ・ 最高得点が選定されるということだが、仮に1点差の場合はどうするのか。
- ㊦ 得点であればデジタルに結果が見えるが、協議やその他の方法による場合に、明確な基準を設ける方法があるだろうか。
- ・ この評価項目と配点が一定の妥当性があるとしても絶対的なものではない。

- ・ 他の事例として総合評価欄のような、各委員の印象的なものを評価する項目を設けておいて、僅差の場合にはその点で評価するというのがあった。
- ・ 応募者が個々の特徴をアピールして提案するはずである。施設や市の特徴もある。最終的には配点としてどのようにこの施設の特徴をだすか、また、それを評価表のみで本当に判断できるか疑問である。やはり僅差の場合には、決定方法は別として応募者の特徴をディスカッションできる場が必要である。
- ㊦ 個々の項目で優劣を判断した場合、1点でも差があれば、その得点が高いほうが優れた業者だと考えていいのではないか。
- ・ 事業者の個性や独自性、施設の特徴を、この項目だけで評価できるかどうかの問題だ。やはり総合評価といった項目が必要ではないか。
- ・ 加算評価項目のようなものをつくって、特定の部分が優れている場合に加点できる項目はどうか。それを、僅差の場合の項目とするようなのはどうか。
- ・ 話し合いで決めましたというのでは客観性がない。事前に基準を作る必要がある。
- ・ 評価項目自体は良くできていると思う。これはこれでいいのではないか。
- ・ こういったことも含めて再度事務局で提案いただきたい。

#### 【選定委員会の構成について】

- ・ 次の選定委員会について事務局より説明いただきたい。
  - ㊦ 選定委員には運営検討会の委員の他、委員長として理事者が入ることになる。指定管理者は、契約と近い性質なので、財務部、総務部から行政職員を入れたい。また、選定委員会は、企業秘密の漏洩など、他市においても非公開としていることから、透明性という視点から、公募市民を入れる必要があると考えている。
- 20名を超える委員で構成されることになるが、僅差の場合に議論を行う場合、20名を超える人数でどのように議論を行うかというのも一つの課題である。
- ・ 専門的な判断ができる委員が必要だ。
  - ㊦ 専門性など違った目を持つ委員を加える意味も含め公募を検討している。
  - ・ 専門家というとどういった方になるのか。
  - ・ 金融機関では成長性等を考慮し、ビジネスに対して多額の融資を行っており、シビアに評価を行っている。また、中小企業診断士等の企業診断を行っているコンサルタントも考えられる。健康ビジネスの専門家がいるはずである。
  - ・ 選定委員会も無報酬を考えている。専門家は無報酬というわけにいかない。
  - ・ 中立性から、同業種の企業の関係者等はあまり好ましくないのではないか。
  - ・ 前回、健康運動指導士という話があったが、どういう専門性が必要か。
  - ・ 経営の視点という意味で専門家が必要である。プロポーザルの印象、主観性ではなく、この評価表に基づいて客観的に評価することが必要である。
  - ・ こういったことも含めて再度事務局で提案いただきたい。